

# 婚姻中の名字を引き続き名乗りたい場合は

こちらの届書の記入も必要です。

※離婚届と同時に届出する場合の記載例です。

## 離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和4年4月1日届出

静岡県富士宮市長 殿

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日

※届書には戸籍の記載とおり丁寧に記入してください。  
 ※消えるボールペンで書かないでください。  
 ※間違えて記入した場合は、二重線で消して訂正してください。

(1)	(よみかた) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) ふじのみや はなこ 氏 名	平成3年3月3日生
(2)	住所 (住民登録をしているところ)	静岡県富士宮市長貫1131番地の6 芝川ハイツ201	
(3)	本籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 静岡県富士宮市弓沢町150番地	
		筆頭者の氏名 富士宮 太郎	
(4)	(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏) 富士宮	変更後(離婚の際称していた氏) ふじのみや 富士宮
(5)	離婚年月日	令和4年4月1日	
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 静岡県富士宮市長貫1131番地 6	
		筆頭者の氏名 富士宮 花子	
(7)	新しい戸籍が作られるため、戸籍をおきたいところをご記入ください。 筆頭者氏名は、 <u>婚姻中の名字</u> でご自身の氏名をご記入ください。	婚姻中の名字 ご記入ください。	
(8)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	富士宮 花子 印	

(3) 本籍が富士宮市でない場合、届出時に戸籍謄本を提出していただきます。  
 事前にご準備をお願いいたします。

署名は本人が必ず自署してください

昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。  
 書類に不備があった場合、連絡することがあります。

連絡先 電話 0544(22)1135  
 自宅・勤務先〔 〕・携帯

## お願い

あらかじめご了承ください

- ・以下の場合には届書の審査等に時間を要することがあります。
  - 1 複数の届出を同時に行う場合
  - 2 窓口が混みあっている場合(休日明けの開庁日・お日柄の良い日など)
- ・離婚の事実が書かれた戸籍は即日発行することができません。
- ・離婚した相手の住所変更は、トラブルになる可能性があるため受付することができません。
- ・住所変更・マイナンバーの氏名等の変更は、休日や時間外での届出では対応していません。後日ご来庁ください。

### 時間外に届出をした場合 その場で受理決定はできません!

- ・休日や業務時間外に届出された届書は翌開庁日に内容を審査します。
- ・書類の不備があった場合は、以下の対応をお願いする場合があります。
  - 1 再度来庁して届書の補正をしていただく
  - 2 届書を返却して再度提出していただく  
(離婚届の受理日が変わってしまう可能性があります。)



©富士宮市さくやちゃん

届書に関する質問(記入の仕方や持ち物等)は、お気軽にご相談ください。  
 電話番号 **0544(22)1135** 富士宮市役所 市民課 記録係 直通  
 月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分